

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十一号

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和元年九月一日から施行する。